

2025年1月23日

各位

会社名 株式会社 F P G  
代表者名 代表取締役社長 谷村 尚永  
(東証プライム・コード: 7148)  
問合せ先 執行役員 経理1部長 坪内 悠介  
(TEL 03-5288-5691)

### 従業員に対する譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、以下のとおり、譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分（以下「本自己株式処分」といいます。）を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

#### 1. 処分の概要

(1) 払込期日	2025年3月3日
(2) 処分する株式の種類及び数	当社普通株式 18,090株
(3) 処分価額	1株につき 2,733円
(4) 処分価額の総額	49,439,970円
(5) 割当予定先	従業員 38名 18,090株

#### 2. 処分の目的及び理由

当社は、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として導入した譲渡制限付株式付与制度に基づき、所定の要件を満たす当社の従業員38名（以下「対象従業員」といいます。）に対し、金銭債権合計49,439,970円を支給し、それを現物出資させて、譲渡制限付株式報酬として、当社の普通株式18,090株（以下「本割当株式」といいます。）を付与することを決議いたしました。

なお、本割当株式は、引受けを希望する対象従業員に対してのみ割り当てることとなります。

#### <譲渡制限付株式割当契約の概要>

本自己株式処分に伴い、当社と対象従業員は個別に譲渡制限付株式割当契約を締結いたしますが、その概要は以下のとおりです。

#### (1) 譲渡制限期間

対象従業員は、2025年3月3日（払込期日）から2030年1月31日までの間、本割当株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない。

#### (2) 譲渡制限の解除条件

対象従業員が、譲渡制限期間中、継続して、当社の従業員又は当社子会社の取締役、監査役若しくは従業員のいずれかの地位にあることを条件として、譲渡制限期間が満了した時点において、本割当株式の全部につき譲渡制限を解除する。ただし、対象従業員が、譲渡制限期間中に①雇用期間満了（ただし、定年退職後再雇用された場合は当該再雇用期間満了）、死亡その他当社が正当と認める理由により当社の従業員又は当社子会社の取締役、監査役若しくは従業員のいずれも退任又は退職した場合、又は、②当社の取締役若しくは監査役に就任した場合、当該事由発生日の翌日をもって、払込期日を含む月から当該事由発生日を含む月までの月数を58で除した数に、本割当株式の数を乗じた数（ただし、計算の結果、1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てる。）の本割当株式につき、譲渡制限を解除する。

#### (3) 当社による無償取得

当社は、譲渡制限期間が満了した時点、又は、譲渡制限期間中に対象従業員が①当社の従業員又は当社子会社の取締役、監査役若しくは従業員のいずれも退任又は退職した日の翌日、若しくは、②当社の取締役若しくは監査役に就任した日の翌日において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

#### (4) 株式の管理

本割当株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、対象従業員が大和証券株式会社に開設した譲渡制限付株式の専用口座において管理される。

#### (5) 組織再編等における取扱い

譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、払込期日を含む月から組織再編等承認日を含む月までの月数を58で除した数に、当該時点において保有する本割当株式数を乗じた数（ただし、計算の結果、1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てる。）の本割当株式につき、組織再編等効力発生日の前営業日の直前時をもって、これに係る譲渡制限を解除する。

### 3. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本自己株式処分は、割当予定先に支給された金銭債権を出資財産として行われるものであり、その払込金額は、恣意性を排除した価額とするため、2025年1月22日（取締役会決議日の前営業日）の東京証券取引所における当社の普通株式の終値である2,733円としております。これは、取締役会決議日直前の市場株価であり、直近の株価に依拠できないことを示す特段の事情のない状況においては、当社の企業価値を適切に反映した合理的なものであって、対象従業員にとって特に有利な価額には該当しないと考えております。